

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について

1. 届出の対象となる居宅サービス計画（ケアプラン）

平成 30 年 10 月 1 日以降に作成又は変更した居宅サービス計画で、生活援助中心型の訪問介護を、国が定める要介護状態区分別の回数（1 月あたり）以上位置付けた計画

要介護状態区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

(注) 上記の回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

2. 届出期限

対象となる居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末日

例) 令和 2 年 4 月に作成 ⇒ 届出期限 令和 2 年 5 月末日

(1) 月途中のプラン変更等によりプランの作成月と基準回数以上になる月が異なる場合は、基準回数以上になる月の翌月末日までに提出してください。

(2) 認定審査が遅れていて提出期限に間に合わない場合は、認定結果が確定してから届出てください。

(3) 一度市町村が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、1 年後となります。

3. 提出書類・届出様式

(1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン等の届出書

(2) 居宅サービス計画書(1)「第 1 表」の写し

(3) 居宅サービス計画書(2)「第 2 表」の写し

(4) 週間サービス計画表「第 3 表」の写し

(5) サービス利用票「第 6 表」の写し

(6) サービス利用票別表「第 7 表」の写し

4. 提出先

尾道市役所高齢者福祉課 介護保険係

〒722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号

5. 届出後の点検等

(1) 届出を受けたケアプランは、点検を行います。

(2) また、「地域ケア個別会議」等にて検討事例として取り上げる場合があります。この場合は、担当の介護支援専門員に参加していただき、サービスの種別や回数について必要とし

た理由やその効果等を具体的に説明していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

6.その他

(1) 届出書の「計画作成区分」のうち、「新規」「更新」「区分変更」については、当該居宅サービス計画の作成が、認定申請の新規申請、更新申請、区分変更申請による場合の区分になります。

(2)届出書の「計画作成の区分」のうち、「更新」「区分変更」の場合は計画の新たな作成、「計画変更」の場合は現在の計画の変更にあたりますので、従前と訪問介護の回数が同じ計画であっても、基準回数を超えている場合は改めての届出が必要となります。ただし、「計画変更」のうち「軽微な変更」にあたるもので、訪問介護の回数が従前の回数を超えない場合には届出の必要はありません。